

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	運営規程	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第97条第5項、第238条2項、第256条（第238条準用）】	運営規程中に、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続が規定されていないため規定すること。	飛騨県事務所
2	（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	運営規程	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第238条2項、第256条（第238条準用）】	運営規程中に、以下3点について規定されていないため規定すること。 ・虐待防止のための措置に関する事項 ・緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 ・苦情に対応するために講ずる措置に関する事項 なお、運営規程を変更した際には変更後10日以内に変更届を提出すること。	飛騨県事務所
3	訪問介護、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	運営規程	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第21条第1項、第235条第1項、第238条第1項】 【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第230条第1項、第231条第1項】	運営規程を確認したところ、利用料について法定代理受領であるときの本人負担額が3割となる場合があることの記載がないため、記載を改めること。 なお、運営規程を変更した際は、変更後10日以内に変更届を提出すること。	飛騨県事務所
4	訪問介護	3 運営	運営規程	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第29条第1項第4号】	領収書を確認したところ、口座振替手数料が徴収されているが、運営規程の「利用料その他の費用の額」に記載がなく、重要事項説明書にも記載されていなかった。 ・必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を定めておくこと。	飛騨県事務所
5	訪問介護、通所介護	3 運営	重要事項説明書	【岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3-6（3）ス、第3-1（3）イ】	重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の項目を追加すること。	飛騨県事務所
6	訪問介護、通所介護	3 運営	サービスの質の評価	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 第23条第4項、第95条第3項】	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。	飛騨県事務所
7	通所介護	3 運営	事故報告	【岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領】	利用者に対するサービス提供中の事故等が発生した場合には、「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に沿って県へ報告すること。	飛騨県事務所
8	（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	虐待の防止	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第244条（第38条の2準用）、第256条（第38条の2準用）】	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること	飛騨県事務所
9	（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	虐待の防止	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第244条（第38条の2準用）、第256条（第38条の2準用）】	虐待防止のための指針を整備すること。	飛騨県事務所
10	（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	虐待の防止	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第244条（第38条の2準用）、第256条（第38条の2準用）】 【『指定居宅サービス費及び指定介護予防サービス等に関する基準について』H11.9.17老企第25号 第3の十一の3の(8)（第3の一の3の(31)）準用）、第3の十二の3の(7)（第3の一の3の(31)）準用）】	虐待の防止のための研修（年1回以上）を定期的実施すること。	飛騨県事務所
11	（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	虐待の防止	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第244条（第38条の2準用）、第256条（第38条の2準用）】	虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	飛騨県事務所
12	（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	業務継続計画	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例244条（第30条の2準用）、第256条（第30条の2準用）】	感染症又は非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。	飛騨県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
13	(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売	3 運営	業務継続計画	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例244条(第30条の2準用)、第256条(第30条の2準用)】 【『指定居宅サービス費及び指定介護予防サービス等に関する基準について』H11.9.17老企第25号 第3の十一の3の(5)(第3の二の3の(7)④準用)、第3の十二の3の(5)(第3の二の3の(7)④準用)】	従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。	飛騨県事務所
14	(介護予防)訪問看護、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売	3 運営	衛生管理等	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第73条(第31条準用)、第241条第6項、第256条(第31条準用)】 【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第72条(第54条の3準用)】	当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講ずること。 一 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	飛騨県事務所
15	訪問介護	3 運営	勤務体制の確保等	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第30条第4項】	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されること(以下、ハラスメント等)を防止するための必要な措置について、確認できなかった。 ・適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、ハラスメント防止規程等を整備するなどハラスメント等を防止するための方針の明確化等必要な措置を講ずること。	飛騨県事務所
16	介護老人福祉施設	3 運営	記録の整備	【岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第55条(第43条準用)】	運営規程において、記録の保存期間を2年と定めていたため、県条例に基づき5年とすること。 また、運営規程を変更した際には変更後10日以内に変更届を提出すること。	飛騨県事務所
17	(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売	3 運営	記録の整備	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第243条第2項】	重要事項説明書にて、具体的なサービスの内容等の記録の保存期間を2年と定めていたため、県条例に基づき5年とすること。	飛騨県事務所
18	介護老人福祉施設、(介護予防)短期入所生活介護	3 運営	記録の整備	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第167条(第154条準用)】 【岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第43条第2項第3号】 【岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第152条(第135条準用)】	身体拘束等の適正化のための指針において、記録の保存期間を2年と定めていたため、県条例に基づき5年とすること。	飛騨県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第24条第1項】	訪問介護計画の目標の達成状況について、居宅訪問介護事業者へ提出し、事業所で記録・保管されていないため、訪問介護計画の目標達成状況について適切に記録すること。	飛騨県事務所
2	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第24条第2項第4号】	訪問介護計画の実施状況を把握の上、必要に応じて訪問介護計画の変更を行うこと。	飛騨県事務所
3	訪問介護	3 運営	届出	【介護保険法第75条】 【介護保険法施行規則第131条第1項第1号】	サービス提供責任者について、令和〇年〇月〇日に1名増員されているが、変更届の提出がなされていないことを確認した。 ・「サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴」に変更があったときは厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととされているため、速やかに変更届を提出すること	飛騨県事務所
4	訪問看護	4 報酬	複数名訪問加算	【『指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準』（平成12年2月10日 厚生省告示第19号）3注6】 【『厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等』（平成27年3月23日 厚生労働省告示第94号）五】	複数名訪問加算について、複数名で訪問看護を行うことについて記載が分かりづらい点があったため、当該加算を算定する際には、利用者等告示に定められた場合（イ 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合）のいずれかに該当することを明確にしておくこと。また、同時に複数名の看護師等により指定訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ること。	飛騨県事務所
5	(介護予防) 訪問看護	3 運営	訪問看護計画書	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 第68条第2項第3号】	訪問看護計画書について、電磁的方法により同意を得ている利用者に対して、当該計画書を交付していないケースがあることを確認した。訪問看護計画書を作成した場合には、書面や電磁的方法等により当該訪問看護計画書を利用者に交付すること。	飛騨県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
6	居宅療養管理 指導	3 運営	運営規程	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営等に関する基準を 定める条例 第88条】	<p>運営規程中に、以下2点について規定されてない ため規定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際 の手続き ・苦情に対応するために講ずる措置に関する事項 <p>また、以下の点について規定するよう努めるこ と。※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための措置に関する事項 <p>なお、運営規程を変更した際には変更後10日 以内に変更届を提出すること。</p> <p>※虐待の防止に係る措置は、令和9年4月1日よ り義務化（令和9年3月31日までは努力義 務）。</p>	飛騨県事務所
7	居宅療養管理 指導	3 運営	研修、委員会	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営等に関する基準を 定める条例 第90条（第31条、第 38条の2準用）】	<p>職員研修や委員会（感染症予防や虐待防止 ※ な ど）を実施した際は、その記録を残すこと。</p> <p>※虐待の防止に係る措置は、令和9年4月1日よ り義務化（令和9年3月31日までは努力義 務）。</p>	飛騨県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	(介護予防) 短期入所生活介護	3 運営	短期入所生活介護計画書	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第167条（第143条準用）】	短期入所生活介護計画書を作成した場合には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付すること。	飛騨県事務所
2	短期入所生活介護	3 運営	運営規程	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 第164条第1項第2号】	運営規程中に、ユニットの数及びユニットごとの入居定員が規定されていないため規定すること。 なお、運営規程を変更した際は、変更後10日以内に変更届を提出すること。	飛騨県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売	3 運営	福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画の作成等	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第237条、第254条】	福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方のサービスを利用している利用者の福祉用具貸与計画と特定福祉用具販売計画が、一体のものとして作成されていないことが確認された。福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の利用がある場合は、福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画は一体のものとして作成すること。	飛騨県事務所
2	(介護予防) 福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画の作成等	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第237条】	福祉用具貸与計画に、福祉用具計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という）を行う時期について記載がなかったため、記載すること。	飛騨県事務所
3	(介護予防) 福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画の作成等	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第237条】	モニタリングの記録について、モニタリングシートが作成されているが、実施日、モニタリング結果、目標達成度の記録が不十分なケースが確認された。福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した居宅訪問介護事業所に報告すること。	飛騨県事務所
4	(介護予防) 福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画の作成等	【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第237条第2項第2号】	福祉用具貸与計画の内容の同意に関する署名について、一部記載漏れがあることを確認した。説明し、同意を得た際は適正に記載すること。	飛騨県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	3 運営	運営規程	【岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 第52条第1項第2号】	運営規程中に、ユニットの数及びユニットごとの入居定員が規定されていないため規定すること。 なお、運営規程を変更した際は、変更後10日以内に変更届を提出すること。	飛騨県事務所
2	介護老人福祉施設	3 運営	入所検討委員会	【岐阜県指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針】	入所検討委員会にて、サービスを受ける必要性が高い入所申込者を優先的に入所させるため、算定表に基づき入所申込者の入所順位を決定し、委員会にて検討して入所者を決定しているところであるが、介護の必要性の程度や家族等の状況を勘案し、順位に基づかない対応をした場合は、検討した内容及びその理由を会議録や入所申込書などに記載し明らかにしておくこと。	飛騨県事務所
3	介護医療院	3 運営	身体的拘束等	【岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第16条第5項】	不穏時に身体的拘束（四点柵）を行う利用者について、様態、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由は記載されているが、時間の記載に一部不備があるため、適切に記録すること。	飛騨県事務所